

工事監査の結果に関する措置状況

- 特別養護老人ホーム文京くすのきの郷大規模改修工事
- 特別養護老人ホーム文京くすのきの郷大規模改修電気設備工事
- 特別養護老人ホーム文京くすのきの郷大規模改修機械設備更新工事

意見	内容	意見に対する措置結果	部 課
(ア)仮設・改修のフェーズの検討について	<p>今後、旧区立特別養護老人ホーム文京白山の郷、文京千駄木の郷についても、施設・設備等の機能を原状回復する工事が予定されている。しゅん工した文京くすのきの郷の実績を踏まえ、各施設の特徴を考慮して入所者及び利用者にとって最善となる大規模改修の手法を選択されたい。居ながら改修工事になる場合は、仮設・改修のフェーズを十分に検討することで、入所者及び利用者の安全はもとより、日常生活や機能訓練等の継続に留意されたい。</p>	<p>次の大規模改修工事の実施対象となる文京白山の郷については、令和5年度に実施している基礎調査委託の結果を踏まえ、入所者移転を前提とした大規模改修を実施する方向で具体的な検討を進めていくこととしている。</p> <p>また、文京千駄木の郷についても順次実施していくが、施設によって規模、使用状況等も異なることから、工事の実施方法、スケジュール等については、文京くすのきの郷及び文京白山の郷の実績を踏まえ検討していく。</p> <p>検討に当たり、入所者及び利用者にとって最善となる手法を選択していく。</p>	福祉部介護保険課

<p>(イ)アスベスト含有材について</p>	<p>今回の工事において、アスベスト含有材は撤去することを原則としたが、表面の塗膜で封じ込めがされている階段室の階段上裏は残置となっている。設計図書・図面ではアスベスト含有材の判別が難しいものもあるため、今後の区有施設の改修に当たっても、アスベストの暴露がないよう引き続き慎重に対応されたい。</p>	<p>今後も改修工事に当たっては、図面調査及び現地調査により、アスベスト含有建材の確認を確実に行う。</p>	<p>施設管理部 整備技術課</p>
<p>(ウ)改修工事の設計について</p>	<p>また、今回の工事では、壁、床等をレントゲン等の調査を行いながらコア抜きをする箇所が多くあったが、電気及び機械設備工事との配線・配管ルート調整により、当初設計時よりコア抜き等の数量増加が生じた。今後の居ながら改修工事の設計に当たっては、この事例の経験値から想定される費用を見積もって計上されたい。</p>	<p>今後の居ながら工事では、この事例を踏まえ、設計時に数量の検討をより詳細に行う。</p>	<p>施設管理部 整備技術課</p>

○バリアフリー整備工事（区道第 843 号）その 2

意見	内容	意見に対する措置結果	部 課
(ア)バリアフリー整備路線の対応について	今回のバリアフリー整備路線は豊島区に接続しているが、今後の豊島区での整備に向けて十分な連携を図り、継続地点での段差がなく、路線としての統一感が出るよう対応されたい。	豊島区は接続箇所を含め、既に道路整備を検討していると聞いており、昨年区に対し、設計や整備方針のヒアリングがあったところです。今後も引き続き連携を図り、情報共有してまいります。	土木部道路課
(イ)都市型側溝について	今回の整備工事で導入された都市型側溝については、雨水処理能力が高く、維持管理が容易で、車道の有効幅が拡大するメリットもあるが、工事費は通常の街きよに比べて高く、内部の定期清掃も頻度が高くなるということである。今後の都市型側溝の設置については、区内の水害リスクの高い地域や自転車通行空間、歩道拡幅路線の形状等を考慮して当たられたい。	都市型側溝については、歩道拡幅路線や大雨等による水害リスクの大きい地域など、必要に応じて設置を検討してまいります。	土木部道路課

<p>(ウ)自転車通行空間の整備について</p>	<p>令和4年7月に策定された自転車活用推進計画において、自転車ネットワーク路線が位置付けられ、整備優先度として①安全性の向上から分類した路線は令和4～7年度で、②主要な路線及び③連続性の確保等から分類した路線については令和8～10年度で整備（設計・施行）を進めるとし、令和8年度に中間見直しを予定している。また、バリアフリー基本構想に基づき、バリアフリー整備工事に合わせて、引き続き年間350mの自転車通行空間を整備するとしている。安全で快適な自転車通行空間の整備は、誰もが安全に通行できる道路環境の確保にとって喫緊の課題であり、着実に整備を進められたい。</p>	<p>文京区バリアフリー基本構想及び文京区自転車活用推進計画に基づき、引き続き安全かつ快適な自転車通行空間の計画的な整備を進めていく予定です。</p>	<p>土木部道路課</p>
<p>(エ)工程管理及び共済証紙について</p>	<p>あわせて、施工計画書の工程表が複数枚になっているため、1枚に全ての工種及び工程を記載し、毎月の出来形グラフを一緒に記載したものを事業者を作成させ、工程管理を容易にすることを検討されたい。また、建設業退職金制度の共済証紙が下請業者の作業員に配布されたことを、共済手帳への貼付の検証等により確認することが望ましいが、区で発注する工事は様々あり、どのような方法で共済証紙の作業員への配布を確認するか、工事主管課は契約主管課とともに検討されたい。</p>	<p>工程表については、今後簡潔かつ分かりやすくまとめるように受注者へ指導します。 建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）の運用について、原則として受注者の責任において行うものですが、建退共制度の適正履行の促進の観点から、今後は受注者に対し、工事完成時に掛金充当実績総括表の提出を求め、当該総括表の記載内容を踏まえて、建退共制度に係る事務の履行状況の確認を行うようにいたします。</p>	<p>土木部道路課</p>